

(記者発表資料／ニュースリリース)

兵庫県川西市

発表日：2023年9月15日(金)

担当課：

連絡先：

※16日(土)夕方に法人による保護者説明会が開催される予定であることから、保護者への心情を考慮し、解禁日は17日(日)の午前0時以降とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【件名】

小規模保育事業所(アップル保育園久代)での児童虐待事案に伴う行政指導(改善勧告)について

【事案の概要】

市内小規模保育事業所のアップル保育園久代において、特定の児童に対する虐待事案が確認されました。そのため、令和5年9月15日付で運営法人である株式会社KEGキャリア・アカデミーに対し、行政指導(改善勧告)を文書で通知しましたので報告します。

【運営法人】

株式会社KEGキャリア・アカデミー 代表取締役 角野 寛典

本社所在地：和歌山市友田町2丁目145番地KEG教育センタービル2F

【事案発生施設】

アップル保育園久代

所在地：川西市久代2丁目5番37号

入所児童：令和5年9月1日時点 17名(0歳児5名、1歳児5名、2歳児7名)

【主な不適切な保育の内容】

施設内で園長から以下の行為が特定の児童に行われていました。

- ・児童に対して大声で叱責し、謝罪を強く求める行為
- ・児童を保育室外の廊下に長時間放置する行為
- ・児童をトイレの便座に10分程度座らせ、放置する行為

【経緯】

令和5年8月31日 川西市教育委員会に電話で情報提供あり

令和5年9月 4日 情報提供者が川西市役所に来庁。音声データを入手・確認

令和5年9月5・6日 教育委員会で対応を協議し特別監査を決定。調査チームを設置した

令和5年9月 7日 川西市教育委員会に再度情報提供あり、特別監査として、園に立ち入り

調査（職員個々に聞き取り）

- 令和5年9月 8日 緊急的な安全措置（川西市教育委員会から園に保育士を派遣）
市の調査結果を法人に説明、音声を確認してもらう
法人側より全ての保護者に文書等でお詫び
- 令和5年9月11日 聞き取りができていない園職員に対し聞き取り調査
- 令和5年9月13日 聞き取りができていない園職員に対し聞き取り調査
- 令和5年9月15日 法人に対する改善勧告を文書により通知
- 令和5年9月16日 法人による保護者説明会の実施

【行政指導の内容】

- ・被害を受けた児童の安全確保と家庭への説明・ケア等
- ・適切な保育提供体制の構築
- ・在園児童の保護者への説明会等の実施
- ・今回の事案を含む不適切な保育の有無についての調査及び原因の検証
- ・再発防止に向けた取組の実施

【過去の指導歴】

- ・令和2年11月から令和3年3月にかけて、施設長の言動が職員並びに児童に悪影響を与える趣旨の相談を職員から受ける。市として実地指導を前倒しして実施するなど保育現場の確認を行ったが、不適切な保育などは確認できなかった。運営法人にも適切な運営を要望するとともに、その後も巡回指導を行い、職員等からの相談はなくなった。

【今後の市の対応】

（アップル保育園久代への対応）

- ・市から弁護士資格の職員を教育委員会に派遣（併任辞令）し、弁護士資格の職員を含む調査チームで引き続き対応を行う
- ・具体的な改善策が示されるまでは、市が保育士を派遣し安全な保育を担保する
- ・市の保育士派遣終了後も定期的に園を訪問し、職員から聞き取りを行うなど保育状況を確認する

（保育教育施設全体への対応）

- ・虐待等の防止及び発生時の対応などについて注意喚起を行う
- ・通報窓口の見える化を図り、保育教育施設へ周知する
- ・通報等への対応について、弁護士資格の職員を含む調査チームで対応を行う

【報道機関から法人への問い合わせ先】

株式会社KEGキャリア・アカデミー 本社
担当 上野 第五事業部（保育事業部）部長補佐
TEL 073-421-1112

保育所等における、職員による子どもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、濡れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下着のまま放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・ 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど ・ 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にかからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・ 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
 ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
 ※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したものの。

第4回 川西市における就学前教育保育の 拠点施設のあり方検討部会 次第

令和5年9月22日（金）17：00～19：00

場所：市役所4階庁議室（Zoom併用）

1. 開会

2. 議事

- (1) 拠点施設の体制や役割イメージについて

- (2) 拠点施設として位置づける市立認定こども園について

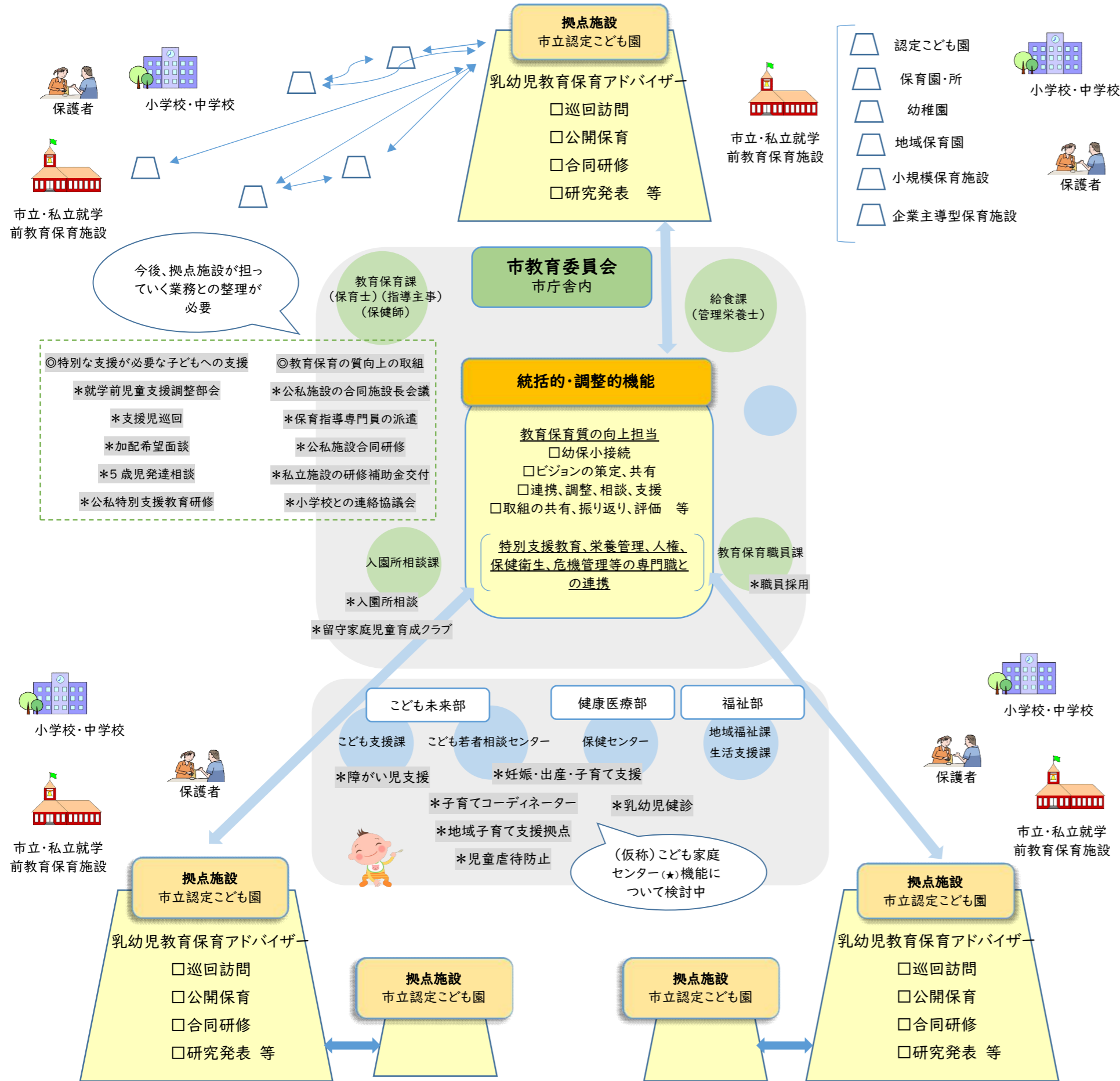
- (3) 提言書の骨子（案）について

- (4) その他

3. 閉会

拠点施設の体制、役割イメージ(案)

(資料1)



- 認定こども園
- 保育園・所
- 幼稚園
- 地域保育園
- 小規模保育施設
- 企業主導型保育施設

セーフティネット機能の例と役割

	市教育委員会	拠点施設	市内の公私施設
障がい児の教育保育	・市教育委員会における調整 ・関連部署、機関と連携	・エリア内の施設と公私施設のノウハウやスキルを共有 ・先進的取組をエリア内の施設と共同研究	公私施設においてこどもに応じた教育保育を提供
医療的ケア児の受入れ	・市教育委員会における調整 ・関連部署、機関と連携	・エリア内の施設と公私施設のノウハウやスキルを共有 ・先進的取組をエリア内の施設と共同研究	公私施設において受入れ可能な環境・体制整備
発達障がい・グレーゾーンの子どもの教育保育	・市教育委員会における調整 ・関連部署、機関と連携	・エリア内の施設と公私施設のノウハウやスキルを共有 ・先進的取組をエリア内の施設と共同研究	公私施設においてこどもに応じた教育保育を提供
外国にルーツのある子ども・保護者の支援	・市教育委員会における調整 ・関連部署、機関と連携	・エリア内の施設と公私施設のノウハウやスキルを共有 ・先進的取組をエリア内の施設と共同研究	公私施設において子ども・保護者を支援
虐待やネグレクト等のおそれがある子ども・保護者の支援	・市教育委員会における調整 ・関連部署、機関と連携	・エリア内の施設と公私施設のノウハウやスキルを共有 ・先進的取組をエリア内の施設と共同研究	公私施設において子ども・保護者を支援
経済的に困窮している世帯の子ども・保護者の支援	・市教育委員会における調整 ・関連部署、機関と連携	・エリア内の施設と公私施設のノウハウやスキルを共有 ・先進的取組をエリア内の施設と共同研究	公私施設において子ども・保護者を支援
自然災害時等の保育体制	・公私施設に保育者の応援・調整 ・公私施設と実施場所を調整	・公私施設に保育者の応援・調整 ・公私施設と実施場所を調整 ・災害時等の保育実施又は保育の応援	公私施設の状況に応じて保育実施又は保育の応援

準備段階で実施・検討すること(令和7~8年度予定)

- 公私施設のニーズや困り事の把握
- 準備段階のプロセスに公私施設が参画し、連携・協調しながら関係構築
- 障がい児福祉施策・施設の取り組みなど既存資源の整理
- 福祉、保健医療、こども・子育て、教育等の横断的連携の再確認
- 保護者や地域の参画の検討
- 市教育委員会、拠点施設が担うべき3つの機能(コーディネート機能、シェアリング機能、セーフティネット機能)の共通理解
- 全市でめざすビジョン、カリキュラムの策定に向けた調査研究
- 市教育委員会、拠点施設の取組内容を整理し、取組プランとして見える化
- 研修体系の整理

(★) (仮称)こども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する ※市の組織は代表的な部署と業務を記載。施設等の配置はイメージです

自治体名	幼児教育センター	取組内容、拠点園の設置の有無など	人員体制	拠点園の活動	幼児教育センターに係る経費
伊丹市	<p>伊丹市立幼児教育センター (R2.4月開設)</p> <p>場所:伊丹市立総合教育センター内</p>	<p>①研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別、キャリア別の研修を実施 ・調理師を対象とした研修、実習を実施 ・キャリアアップ研修の実施 ・さまざまな研修の紹介や研修に関する情報を発信 <p>②研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点園の保育研究会の公開を支援 ・小学校との接続支援 ・関西学院大学教育学部との提携による共同研究 <p>③幼児教育アドバイザー訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前施設での経験豊富なアドバイザーを配置し、公私の別や施設種を超えて、園内研修の支援や情報共有、指導や助言を実施 <p>④家庭教育・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談受付や関係機関との連携 <p>市域を6ブロックに編成し、各ブロックの拠点園が中心となって地域での幼児教育の充実を図る。 拠点園は市立のこども園等で、数年ごとに担当園を交代。</p>	<p>センター長(指導主事)、アドバイザー4人(保育教諭) 【全員専任】 拠点園への人員配置:なし</p>	<p>拠点には①研究研修の拠点、②インクルーシブ保育の拠点、③接続の拠点、の役割があり、各拠点に①～③のことを行う拠点リーダーを設定して研修や公開保育の案内展開等を実施</p>	<p>13,737千円 (人件費含む概算経費)</p>
宝塚市	<p>宝塚市幼児教育センター (H29.4月開設)</p> <p>場所:宝塚市役所内</p>	<p>①研究・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点園を中心とした中学校区別就学前施設の連携強化 ・保育教育アドバイザーによる助言やアドバイス ・研修会の実施 <p>②小学校への滑らかな接続の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小中連携プロジェクト委員会の開催 ・保幼小中特別支援学校合同研修会 ・中学校区別ブロック協議会の開催 ・ブレ1年生事業の実施(市内の5歳児が所属園所の垣根を越えて一緒に遊ぶ) <p>③特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児発達相談 ・ことばの教室事業 <p>④家庭との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育教育アドバイザーの派遣 <p>市内の11中学校区ごとに市立園所を拠点園と位置づけ、就学前施設の連携強化を図る。</p>	<p>所長、アドバイザー2人(保育教諭)、事務1人 【全員専任】 拠点園への人員配置:なし</p>	<p>小学校への接続などこれまで公立園が担ってきた役割を各拠点の園長が中心になり能動的に取組を進めている。拠点エリア内の先生達の交流(相談含む)も実施しており、同じく拠点園が積極的に取り組んでいる。</p>	<p>7,635千円 (事業費概算)</p>

西脇市	西脇市幼児教育センター (H29.4月開設) 場所:旧市立しばざくら幼稚園	<p>①キャリアアップ研修 ・大学教授等を講師に招き、講義と演習、公開保育、ワークショップなどを実施</p> <p>②センター職員による園への訪問 ・定期的に各園を訪問し、保育を見ながら、幼児への関わり方や保育室の環境づくり、指導案作成など助言や相談を実施</p> <p>③就学前教育・保育の質の向上推進委員会の設置 ・大学教授や特別支援学校職員、小学校長で構成 ・各園による自己評価を基に、委員が毎年園を訪問し、助言や相談を実施</p> <p>④小学校教育への円滑な接続 ・保育者と小学校教諭による合同研修の実施 ・小学校教諭が校区内の園を訪問し、園の教育保育を参観する交流訪問を実施</p> <p>就学前教育保育施設は認定こども園8園のみですべて私立であり、市域のブロック分けや拠点園の設置などは行っていない。</p>	所長(保育教諭)、アドバイザー 2人(保育教諭) 【全員専任】		-
箕面市	箕面市保育・幼児教育センター (R4.10月開設) 場所:箕面市役所別館内	<p>①研修 ・大学教授等をはじめとする保育・幼児教育の専門家を講師に迎え、キャリア別・テーマ別の研修を実施</p> <p>②研究 ・市立と私立の職員がともに学び、情報交換する場として、「支援保育研究部会・支援教育研究部会」を開催</p> <p>③巡回訪問 ・専門的な知識や豊富な実績経験をもつ「幼児教育サポーター」と臨床心理士が市内の施設を巡回訪問し、相談対応や園内研修を実施</p> <p>現時点では拠点園の設置や市域のブロック分けなどは行っていない。</p>	全部で16人、以下の4人以外は兼務。 専任は事務2人、アドバイザー (保育教諭)2人		7,700千円 (事業費概算)
四日市市 (三重県)	四日市市幼児教育センター (R5.4月開設) 場所:橋北交流会館内 (市の複合施設)	<p>①研修 ・4つの研修プログラムを実施 「全体研修」…大学教授等を講師に招いた研修 「職層研修」…経験年数に応じ保育実践力を積み重ねる研修 「専門研修」…保育者のニーズや課題に応じた専門研修 「実践研修」…公開保育など参加者が学び合う研修</p> <p>②訪問・相談支援 ・幼児教育アドバイザー(園長や校長経験者)が園所を訪問し、助言や現場ニーズに寄り添った支援を実施 ・幼児教育スーパーバイザー(学識経験者や専門家)による園内研修の実施</p> <p>③情報発信・研究 ・市域のブロックごとに市立園所を研究・研修拠点施設に位置付け、調査研究を実施</p> <p>北部・中部・南部の3つに市域をブロック分けし、市立園所を研究・研修拠点施設と位置づけ。</p>	所長、副所長、アドバイザー4人 (保育教諭、指導主事)、事務 2人 【全員専任】 拠点園への人員配置:なし		-

拠点施設として位置づける市立認定こども園について

(1) 前回までの議論を踏まえた基本的なポイント

★市立認定こども園を拠点施設とする。

(根拠となる意見や考え方)

- ・子ども・若者未来計画における「市立就学前教育保育施設の果たすべき役割」と、拠点施設が担うべき3つの機能がほぼ同内容である。
- ・計画において、市立認定こども園が「地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討する」こととしている。
- ・幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ施設であり、特に市立認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく一定の質が確保された教育保育を提供していること、障がい児をはじめ特別な支援が必要な子どもへの教育保育について市立がこれまで培ってきた経験やノウハウを共有するなど先導的な役割を果たす必要があることなどから、市立認定こども園を拠点とすることが適当である。

★拠点施設の担うべき役割、小学校との接続・連携等を考慮したうえで複数の拠点を配置する。

(第3回部会意見)

- ・準備段階において市教育委員会がイニシアティブをとって、段階的に進めるのであれば、拠点をエリア分けする意味がある。
- ・他市はセンター型でトップダウン的な体制が多いが、拠点を複数置いて、連携型・協調型で進めようとするやり方も理解できる。
- ・拠点は複数あるとよい。市域が南北に長いので3カ所くらいあると良いと思う。
- ・拠点をエリアに分ける根拠として、学校との接続や支援を要する子どもの保育についての普及や平準化がある。民間園が関心を持つ課題であり、公民連携して取り組みを進める上では、有効なテーマである。
- ・幼児教育センターを設置すれば、全市的にばらつきなく同じ方向に取組を進めやすい。
- ・拠点の配置にあたっては、小・中学校との接続や連携、保護者・地域・学校・園所間・公私施設などの関係づくりを意識することが重要である。
- ・小・中学校との連携等については、市教育委員会のバックアップを受けながら拠点施設が取り組めるようにする必要がある。

(2) 拠点施設の配置案

★エリア分けと配置の考え方

- ・南北に長い川西市の特徴を考慮し、市域を南部・中部・北部にエリア分けする。
- ・各エリアに拠点施設となる市立認定こども園を配置する。
- ・各エリアの担当する施設の数などを考慮し、状況に応じて主となる拠点（基幹園）を配置する。
- ・基幹園を配置する場合の詳細な役割分担などについては今後、検討する。



※拠点と位置づける市立認定こども園(5)

現存(4)

牧の台みどりこども園・川西北こども園・川西こども園・加茂こども園

今後開設予定(1)

(仮)多田こども園：多田幼稚園・多田保育所を一体化したこども園

★各エリアへの配置案(詳細は別紙2-2の配置表及び別紙2-3の配置図を参照)

南部エリア……加茂こども園(基幹園)・川西こども園

施設数19

小学校区：久代・加茂・川西・桜が丘

中部エリア……(当初)川西北こども園



(仮)多田こども園開設、運営安定後

(仮)多田こども園(基幹園)・川西北こども園

施設数24

小学校区：川西北・明峰・清和台・清和台南・けやき坂・多田・多田東

北部エリア……牧の台みどりこども園

施設数12

小学校区：緑台・陽明・東谷・牧の台・北陵

※今後開設予定の(仮)川西久代南こども園については、南部エリアに属するが、南部エリアには、すでに既設の市立認定こども園が2園(加茂こども園・川西こども園)あり、それぞれを拠点施設とする予定のため、(仮)川西久代南こども園は開設後も拠点施設とは位置づけしないものとする。

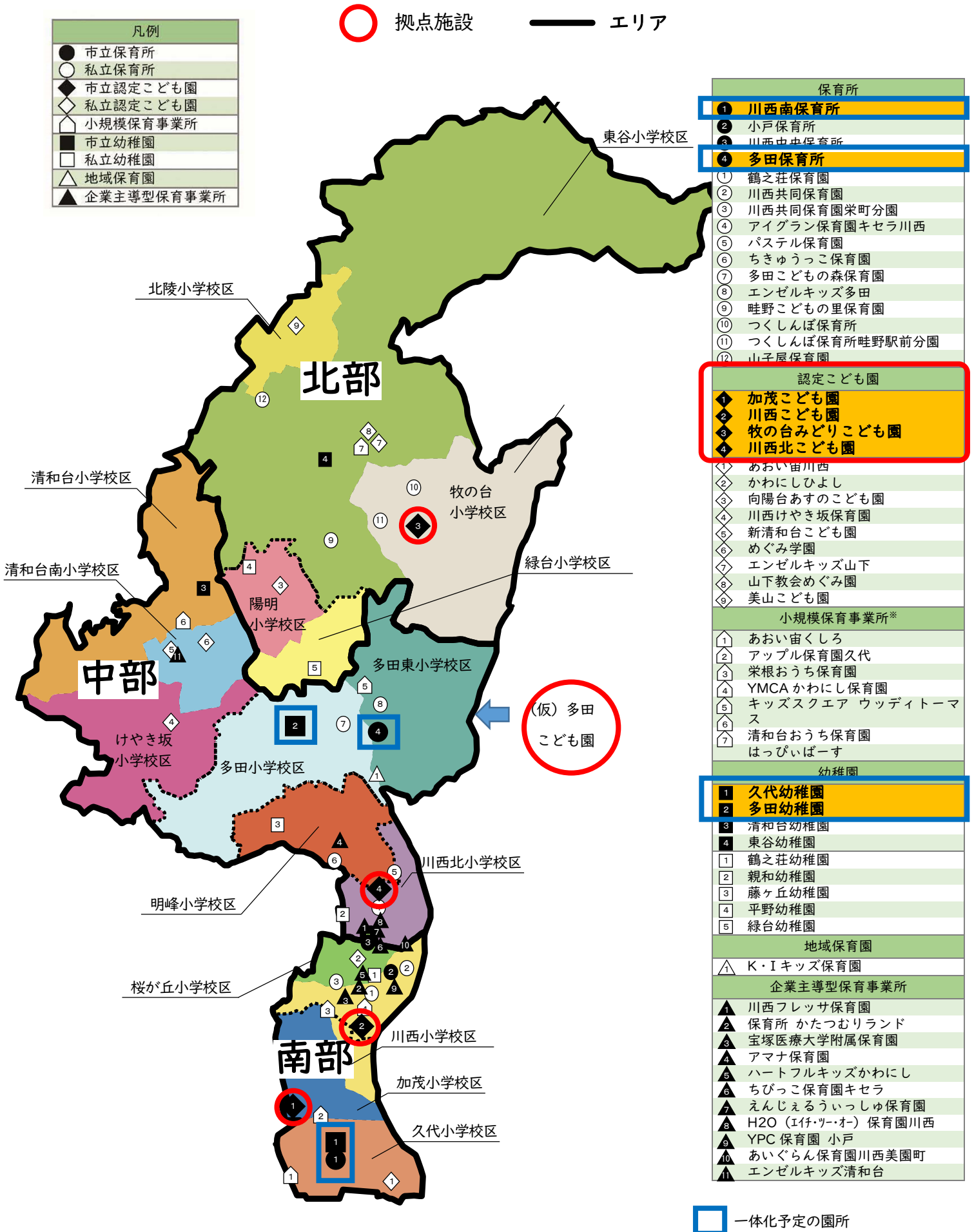
◆拠点施設の配置表（案）

エリア	拠点施設	小学校区	施設数	区分		名称				
南部	加茂こども園 (基幹園) 川西こども園	久代	5	市立	幼稚園	(久代幼稚園)				
					保育所	(川西南保育所)				
				私立	小規模	アップル保育園久代 あおい宙くしろ				
		こども園	あおい宙川西							
		加茂	1	市立	こども園	加茂こども園				
					保育所	小戸保育所				
		川西	9	市立	こども園	川西こども園				
					幼稚園	鶴之荘幼稚園				
				私立	保育所	鶴之荘保育園 川西共同保育園				
					小規模	栄根おうち保育園 YMCAかわにし保育園				
					企業主導	宝塚医療大学附属保育園 Y P C 保育園小戸				
				桜が丘	4	私立	保育所	川西共同保育園栄町分園		
							こども園	かわにしひよし		
		企業主導	保育所かたつむりランド ハートフルキッズかわにし							
		計	19							
		中部	川西北こども園 (仮) 多田こども園 (基幹園※)	川西北	10	市立	保育所	川西中央保育所 川西北こども園		
							幼稚園	親和幼稚園		
						私立	保育所	アイグラン保育園キセラ川西 パステル保育園		
							企業主導	川西フレッサ保育園 ちびっこ保育園キセラ えんじえるういっしゅ保育園 H 2 O 保育園川西 あいぐらん保育園川西美園町		
明峰	3							私立	幼稚園	藤ヶ丘幼稚園
									保育所	ちきゅうっこ保育園
									企業主導	アマナ保育園
清和台	1						市立	幼稚園	(清和台幼稚園)	
						私立		小規模	清和台おうち保育園	
清和台南	3					私立	こども園	めぐみ学園 新清和台こども園		
				企業主導	エンゼルキッズ清和台					
けやき坂	1			私立	こども園	川西けやき坂保育園				
多田	2			市立	幼稚園	(多田幼稚園)				
					私立	保育所	多田こどもの森保育園			
多田東	4			私立	市立	保育所 (多田保育所)				
					保育所	エンゼルキッズ多田				
					小規模	ウッディトーマス				
地域	K・Iキッズ保育園									
計	24									
北部	牧の台みどり こども園	緑台	1	私立	幼稚園	緑台幼稚園				
		陽明	2	私立	幼稚園	平野幼稚園				
					こども園	向陽台あすのこども園				
		東谷	5	市立	幼稚園	(東谷幼稚園)				
					保育所	畦野こどもの里保育園 山子屋保育園				
				私立	こども園	エンゼルキッズ山下 山下教会めぐみ園				
					小規模	はっぴいばーす				
					こども園	牧の台みどりこども園				
		牧の台	3	私立	保育所	つくしんぼ保育所 つくしんぼ保育所畦野駅前分園				
					北陵	1	私立	こども園	美山こども園	
		計	12							
		市内合計	55							

※一体化予定の園所も、現在の施設のまま施設数に含むものとする。

※(仮)多田こども園の開設後、運営が安定するまでは川西北こども園が基幹園の役割を担う。

◆エリア（南部・中部・北部）ごとの拠点施設配置図



市立・私立認定こども園における費用比較資料
 ～市財政負担の観点からみる、整備費（建設費）及び運営費について～

本資料の目的は、拠点施設の体制整備など市全体の教育保育の質向上や子ども・子育て支援を一層充実させるために、民間活力の導入により生み出される財源を充当していくことについて検証するための参考とするものです。

本資料は、認定こども園の整備（建設費）及び運営にあたって、どの程度市の財政負担に影響があるか、大まかな傾向をつかむものであるため、実際の整備費・運営費とは金額が乖離する場合があります。

1. 各費用の比較（川西北こども園整備をモデルとして試算）

(1) 整備費用の試算

民設の場合 (単位:円)				公設の場合 (単位:円)			
項目	1号	2～3号	合計	支出合計	財源内訳		
					推定交付税+補助等額	一般財源d	
総事業費a			607,640,000	607,640,000	344,895,000	262,745,000	210,196,000
交付基準額	295,616,000	295,631,000	591,247,000				
内、国負担b	147,808,000	197,087,000	344,895,000	市の実質負担額d			
内、市負担c	73,904,000	24,636,000	98,540,000	262,745,000			
内、事業者負担	73,904,000	73,908,000	147,812,000				
補助額合計b+c	221,712,000	221,723,000	443,435,000				
事業者実質負担額a-(b+c)			164,205,000				
市の実質負担額c	98,540,000						

⇒ 試算の結果、市立こども園を整備する場合は、私立こども園を整備する場合と比較して、概ね2.67倍の費用がかかる見込みとなります。（差額約1億6,420万円）

(2) 運営費用の試算

私立認定こども園 (単位:円)						
1人1ヶ月あたりの額a	保護者負担額 b	国・県負担額 c	市負担額a-(b+c)	人数	月数	市負担額 (年間)
104,298	9,218	68,692	26,388	180	12	56,998,080
市立認定こども園 (単位:円)						
1人1ヶ月あたりの額 d	保護者負担額 e	推定交付税+補助等額 f	市負担額d-(e+f)	人数	月数	市負担額 (年間)
121,052	9,218	68,692	43,142	180	12	93,186,720

⇒ 試算の結果、市立認定こども園を運営する場合は、私立認定こども園を運営する場合と比較して概ね1.63倍の費用がかかる見込みとなります。（差額約3千610万円）

2. 費用算出にあたっての前提条件等

(整備費)

- ・ 試算にあたっては、R4年度開設「市立川西北こども園」の定員設定（1号100人、2~3号80人）及び整備費用を基準としている。
- ・ 民設の場合、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付対象となる。（1~3号）同交付金交付要綱に基づき、交付基準額（整備費用のうち、補助対象となる上限額）及び負担割合（国、市、事業者）が定められている。

参考：負担割合について

(通常) 教育部分 (国 2/4 市 1/4 事業者 1/4) 保育部分 (国 2/4 市 1/4 事業者 1/4)

(嵩上げの場合) 教育部分 同上 保育部分 (国 8/12 市 1/12 事業者 3/12)

※ 「新子育て安心プラン」に採択されている等の要件を満たす場合、保育部分について国補助が嵩上げ (2/4⇒2/3)となり、市の財政負担が軽減されます。(本市はR5採択)

- ・ 公設の場合、地方交付税交付金については、歳入上の一般財源として計上されており、使用用途の特定は困難な状況です。

そのため、川西北こども園の財源内訳のうち、「推定交付税+補助等額」については、民設整備の場合の「国負担額」の数字と同額が歳入されているものとみなして、算出しています。また、地方債については、整備費用から「推定交付税+補助等額」を差し引いた額の内、80%充当するものとして算出しています。

(運営費)

- ・ 市立及び私立認定こども園の運営経費については、別添補足資料を参照のこと。
- ・ 「保護者負担額」については、市立・私立認定こども園の保護者負担金平均額を算出している。
- ・ 地方交付税交付金については、整備費と同様の考え方をとり、市立認定こども園の財源内訳のうち、「推定交付税+補助等」については、民間認定こども園の場合の「国・県負担額」の数字と同一であるとみなして算出しています。

(以上)

【一般会計】 令和4年度決算審査資料より引用

令和4年度 市立認定こども園運営事業財源内訳

総事業費	左記の財源内訳		
	国・県支出金等	保護者負担金等	一般財源
A	B	C	A-B-C
858,504,198円	11,779,000円	68,657,000円	778,068,198円
認定こども園入園延人数(年間) 7,092人 1人1カ月当たりの額 121,052円	1,661円	9,681円	109,710円
構成比(%) 100.00%	1.37%	8.00%	90.63%

*他市町からの受託児童を含み、他市町への委託児童を除く。

* 端数処理の関係上、各財源内訳の構成比の合計は100%にならない場合があります。

【一般会計】

令和4年度決算審査資料より引用

令和4年度 民間認定こども園運営費の財源内訳

総事業費 A	左記の財源内訳			
	国庫負担金 B	県負担金 C	保護者負担金 D	一般財源 A-B-C-D
1,249,592,405円	530,704,370円	234,944,007円	104,904,820円	321,682,427円
	国庫補助金	県補助金		
	38,554,779円	18,802,002円		
認定こども園入所延人数(年間) 11,981人				
1人1カ月当たりの額 104,298円	47,513円	21,179円	8,756円	26,849円
1人当たりの額×12月 1,251,576円	570,156円	254,148円	105,072円	322,188円
構成比(%) 100.00%	45.56%	20.31%	8.40%	25.74%

*認定こども園入所延人数は、他市町からの受託児童及び他市町への委託児童を除く。

*保護者負担金については認定こども園が徴収

*端数処理の関係上、各財源内訳の構成比の合計は100%にならない場合があります。

1. はじめに

2. 拠点施設が担うべき機能

(1) コーディネート機能

拠点施設が中心となり、担当する園所や小学校、関係団体との連携・調整を推進する。

(園所間での研修実施、園所と小学校との連携や接続など)

(2) シェアリング機能

市や教育委員会がめざす教育保育方針や国・県から示される方針などについて、速やかに周知徹底及び浸透を図り、市の施設全体が教育保育について共通認識を持ち、ベクトルを合わせた取り組みができるよう導く。

※私立園所の特色ある教育保育や独自性などにも配慮しながら、例えば子どもの人権、安全管理や不適切保育の防止など市のすべての施設が共通認識しなければならない部分については、求められる教育保育の水準を示し、羅針盤的な役割を果たす。

(3) セーフティネット機能

障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもについて、希望する園所での受け入れが可能となるよう、教育保育の質の向上を図るための先導的な役割を果たす。

(経済的に困窮している家庭の子どもや外国にルーツをもつ子どもなども含む)

3. 拠点施設として位置づける施設

- ・市立認定こども園を拠点施設として位置づける。

ただし、将来的に私立園所が拠点施設を担う可能性が出てきたときには、再度、丁寧な議論が必要。

- ・拠点施設において質の高い教育保育を実践しながら、拠点施設が担うべき機能を果たしていくためには、専任の「乳幼児教育保育アドバイザー」の配置に加え、市教育委員会に指導主事を置くなどを含めて人員配置や体制について配慮が必要。

4. 拠点施設を軸とした取組体制

(1) 川西市の取組体制

- ・市域が南北に長い地形であることから、拠点施設は、南部・中部・北部の各エリアごとに市立認定こども園が担うこととし、市教育委員会に統括的・調整的機能を置いて、全体の平準化を図る役割を担うこととする。

・「準備段階 ⇒ 初期段階 ⇒ 展開段階」と段階を経て計画的に取り組みを進める。

・特に準備段階においては、市教育委員会が主導的な役割を果たす。

・各エリアの拠点施設が公私園所と連携協力型の体制で取り組みを進める。

・小・中学校との接続や連携を意識した上で、私立園所との顔が見える関係で進められる体制を構築することが望ましい。

・川西市の地形の特徴、距離的な状況からも、巡回訪問や合同研修の実施などに際し、拠点施設を複数設置するメリットがある。

(2) 市教育委員会及び拠点施設が取り組む具体的な内容と体制

ア. 市教育委員会

(取組内容)

- ・全体の統括的・調整的な役割を担う。
- ・市全体でめざすビジョンやカリキュラムの策定に向けた調査研究や、拠点施設を主軸としながら施設間の連携や調整を行う。
- ・拠点施設をはじめとする公私園所の相談や支援を行う。
- ・幼児教育保育の質向上の取り組みの共有や、評価の仕組みを検討・実施する。

(体制)

- ・幼保小接続を担い、拠点施設間の連携や調整を担当する指導主事を配置することが望ましい。
- ・特別支援教育、栄養管理、保健医療、危機管理等の専門的なテーマはそれぞれの専門職等と十分な連携により進めることが必要である。
- ・特に、準備段階（令和7～8年度）においては、市教育委員会が主導的な役割を果たしていく必要がある。

イ. 拠点施設

(取組内容)

- ・巡回訪問や公開保育、合同研修、研究発表などの実施を通じて、拠点施設が担う3つの機能（コーディネート機能・シェアリング機能・セーフティネット機能）を担う。
- ・具体的な取組内容については、準備段階において公私園所が参画し、連携・協調しながら検討を行い、取り組みプランを作成する。

(体制)

- ・各エリアの拠点施設に「乳幼児教育保育アドバイザー」として経験を有する保育教諭を専任で配置することが望ましい。

(3) 拠点施設の配置

- ・小・中学校との接続や連携等を考慮した上で、市域を南部・中部・北部の3つのエリアに分け、施設数の多い南部エリアと中部エリアについては複数の拠点施設を配置。
- ・令和10年度に開設をめざしている久代幼稚園と川西南保育所を一体化した認定こども園については、南部エリアにはすでに加茂こども園と川西こども園があるため、拠点施設として位置づけない。
- ・エリア内に2つの拠点施設がある南部エリアについては、拠点施設間での役割分担などについて、準備段階でしっかりと整理・検討する。
- ・中部エリアについては、(仮)多田こども園の運営が安定するまでの間は、川西北こども園がその役割を担い、運営が安定した後に2施設にて拠点施設の機能を担うことが望ましい。
- ・拠点施設を軸とした取り組み体制が着実に機能している「展開段階」においては、必要に応じて取組状況に合わせた拠点施設の見直しを行う。

◆各エリアの拠点施設

南部 加茂こども園（基幹園）、川西こども園（施設数：19）

中部 川西北こども園、(仮)多田こども園【令和10年度開設予定】（施設数：24）

北部 牧の台みどりこども園（施設数：12）

5. 拠点施設として位置づけない市立認定こども園のあり方

市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには、市立・私立の隔たりなく、全ての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが必要である。そのためには、市教育委員会事務局と連携を図りつつ、市立認定こども園が拠点施設としての役割を果たさなければならない。

市は、拠点施設に期待される3つの機能を充実させるため、人的配置の拡充など、必要な予算措置を講じる必要がある。一方で、今後も待機児童のゼロの継続はもとより、入所保留児童の解消も視野に施設を拡充することが求められる。しかし、質の向上ならびに定員の拡充を両立させるためには、多額の費用が必要であることから、質と量の両立に向けて、市立・私立の役割分担を行う必要がある。

今後、市立施設は、拠点施設としての役割を重視し、保育サービスの拡充は民間活力を導入すべきである。このため、拠点施設として位置づけをしない施設については、民間活力の導入によって整備・運営を図り、財源を生み出す必要がある。

公私の役割分担により生み出される財源については、拠点施設の機能強化や子ども・子育て支援施策、子育てサービスの充実などに投資することで、子どもたちの幸せにつながる施策が展開されることを期待する。

また、豊富な教育保育の経験を有する市の保育教諭等については、乳幼児教育保育アドバイザーとして拠点施設に配置するなど、職員自身の希望やキャリアパスを視野に入れた人材の活用に繋げることが有効である。

6. おわりに